

平成31年度 幼稚園等保育料月額表(田辺市1号認定)

各月初日の在園児の属する世帯の階層区分	定 義	保育料の月額 (1人につき) (円)	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	第1子	0
		第2子	0
第2階層	第1階層を除き、市町村民税の所得割の額が0円の世帯	第1子	2,000
		第2子	0
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の所得割の額が77,100円以下の世帯	第1子	8,000
		第2子	4,000
第4階層	市町村民税の所得割の額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	第1子	13,500
		第2子	6,750
第5階層	市町村民税の所得割の額が211,200円を超える世帯	第1子	17,000
		第2子	8,500

※この月額表は、田辺市から1号認定（教育標準時間認定）を受けた園児に適用されます。

※第1子、第2子とは、同一世帯内の小学校3年生以下の兄弟から数えます。第3子以降の保育料は無料です。

1 市町村民税所得割額にかかる共通事項

- ・地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額とします。（同法328条の規定によって課する所得割を除く）
- ・外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の適用は行わないこととします。
- ・未婚のひとり親にかかる市町村民税の算定については、地方税法上の寡婦（夫）控除が適用されるものとします。
- ・政令指定都市での課税の場合は、政令指定都市以外の市町村での課税とみなして市町村民税所得割額を算定します。
- ・4月～8月分の保育料については、前年度の市町村民税の課税状況を基に算定することとし、9月～3月分までは当該年度の市町村民税の課税状況を基に算定することとします。

2 兄弟姉妹入所の保育料軽減について

同一世帯に園児の兄弟がいて、下記に該当する場合は、当該園児の保育料を次のとおり軽減します。

- (1) 小学校1年生から3年生まで又は幼稚園児等(※)の兄弟が1人いる園児・・・2分の1
- (2) 小学校1年生から3年生まで又は幼稚園児等(※)の兄弟が2人以上いる園児・・・無料

(※)幼稚園児等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部又は情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している児童をいいます。

園児の兄弟で、保育所・市立幼稚園・認定こども園以外をご利用の子どもが世帯にいる場合は、在籍もしくは利用している事業所にて証明を受け、学校教育課学事係へ兄弟姉妹入所届を提出する必要があります。

3 第2階層・第3階層の多子世帯に係る特例措置について

第2階層に該当する世帯であって、支給認定保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合は、年齢の上限を撤廃し、最年長の子どもから数えて2人目以降について無料とします。また、第3階層に該当する世帯であって、支給認定保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合は、年齢の上限を撤廃し、最年長の子どもから順に2人目を半額とし、3人目以降については無料とします。

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務・修学・療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることが常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱います。

※多子計算の算定対象者の範囲は、①支給認定保護者に監護される者（未成年）、②支給認定保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）及び③支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く）とします。

4 第2階層・第3階層の要保護世帯等に係る特例措置について

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、以下の要保護者等に該当する場合は、次表に掲げる保育料を適用します。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯
- (3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (8) その他市長が要保護者に準じる程度に困窮していると認めた世帯

要保護世帯等に係る特例措置

各月初日の在園児の属する世帯の階層区分	定 義	保育料の月額 (1人につき) (円)
第2階層	第1階層を除き、市町村民税の所得割の額が0円の世帯	0
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の所得割の額が77,100円以下の世帯	2,000

※第2子以降は無料です。

5 この保育料には、給食費、教材費等を含んでいません。

6 田辺市第二子以降に係る保育料助成事業について

平成28年度に「和歌山県第三子以降に係る保育料助成事業実施要綱」が改正され、兄姉の年齢上限の撤廃と、保育料免除対象児童の拡大により、幼稚園児も対象となりました。施設を利用する同一世帯内の第3子以降の児童が、この助成事業の対象となります。さらに、平成30年度からこの施策の対象児童が、市民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合について第2子まで拡大されました。